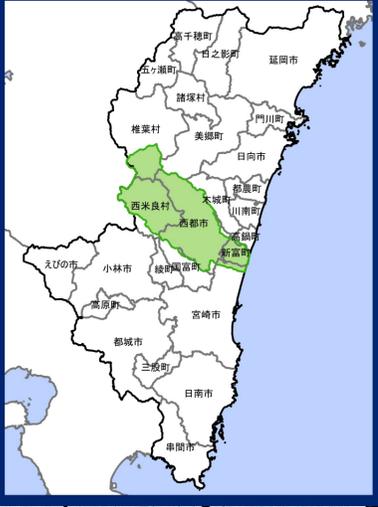


一ツ瀬川水系一ツ瀬川(下流)・三財川・川原川・田野川・圀川・前川・八双田川・三納川・南川・山路川・鳥子川・桜川・瀬江川・竹尾川・銀鏡川・糸郷谷川・打越川・尾八重川・上湯の片川・岩井谷川・宮下川・吉田川・筑後川・水喰川・島田川・檜野川・加勢川・板子川・小森川・登内川・小豆野川・千田川・一之迫川・京新田川・観音寺川・古川・和田川・大山田川・日置川・鬼付女川・横江川・湯風呂川・猿ヶ瀬川・猿ヶ瀬川放水路・追手川・天神川・堤川・今川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【全体図】



位置図



索引図



1 説明文

- (1) この図は、一ツ瀬川水系一ツ瀬川、三財川及び三納川の水位周知区間及び3(5)の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の一ツ瀬川、三財川、三納川及び3(5)の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、一ツ瀬川、三財川、三納川及び3(5)の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、一ツ瀬川、三財川、三納川及び3(5)の河川以外の河川の氾濫、一ツ瀬川、三財川及び三納川以外の河川堤防の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、浸水が想定される範囲以外においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) この図は、一ツ瀬川、三財川及び三納川においては「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(平成27年7月)」に基づいて破堤、越水又は溢水した場合に想定される浸水区域、浸水深を、3(5)の河川においては「小規模河川の洪水浸水想定区域図の作成の手引き(令和5年7月)」に基づいて越水又は溢水した場合に想定される浸水区域、浸水深を表示した図面です。

2 基本事項(水位周知河川)

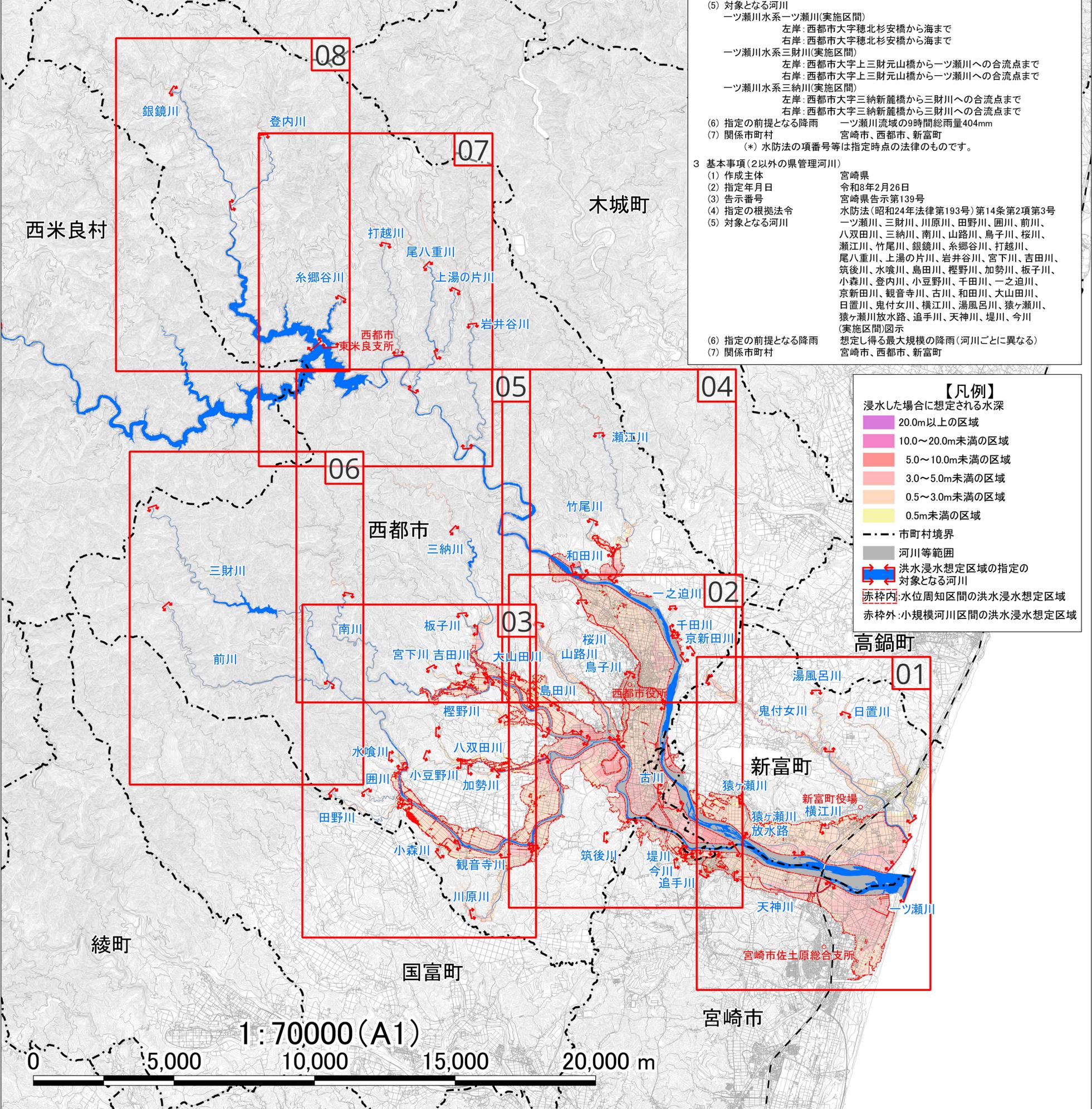
- (1) 作成主体 宮崎県
 - (2) 指定年月日 平成30年12月6日
 - (3) 告示番号 宮崎県告示第939号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)
 - (5) 対象となる河川
 - 一ツ瀬川水系一ツ瀬川(実施区間)
 - 左岸:西都市大字穂北杉安橋から海まで
 - 右岸:西都市大字穂北杉安橋から海まで
 - 一ツ瀬川水系三財川(実施区間)
 - 左岸:西都市大字上三財元山橋から一ツ瀬川への合流点まで
 - 右岸:西都市大字上三財元山橋から一ツ瀬川への合流点まで
 - 一ツ瀬川水系三納川(実施区間)
 - 左岸:西都市大字三納新麓橋から三財川への合流点まで
 - 右岸:西都市大字三納新麓橋から三財川への合流点まで
 - (6) 指定の前提となる降雨 一ツ瀬川流域の9時間総降雨量404mm
 - (7) 関係市町村 宮崎市、西都市、新富町
- (*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。

3 基本事項(2以外の県管理河川)

- (1) 作成主体 宮崎県
- (2) 指定年月日 令和8年2月26日
- (3) 告示番号 宮崎県告示第139号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
- (5) 対象となる河川
 - 一ツ瀬川、三財川、川原川、田野川、圀川、前川、八双田川、三納川、南川、山路川、鳥子川、桜川、瀬江川、竹尾川、銀鏡川、糸郷谷川、打越川、尾八重川、上湯の片川、岩井谷川、宮下川、吉田川、筑後川、水喰川、島田川、檜野川、加勢川、板子川、小森川、登内川、小豆野川、千田川、一之迫川、京新田川、観音寺川、古川、和田川、大山田川、日置川、鬼付女川、横江川、湯風呂川、猿ヶ瀬川、猿ヶ瀬川放水路、追手川、天神川、堤川、今川(実施区間)図示
- (6) 指定の前提となる降雨 想定し得る最大規模の降雨(河川ごとに異なる)
- (7) 関係市町村 宮崎市、西都市、新富町

【凡例】

- 浸水した場合に想定される水深
 - 20.0m以上の区域
 - 10.0~20.0m未満の区域
 - 5.0~10.0m未満の区域
 - 3.0~5.0m未満の区域
 - 0.5~3.0m未満の区域
 - 0.5m未満の区域
- 市町村境界
- 河川等範囲
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川
- 赤枠内:水位周知区間の洪水浸水想定区域
- 赤枠外:小規模河川区間の洪水浸水想定区域



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。『測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs798』